

**りそな M M F**  
**(マネー・マネージメント・ファンド)**  
**追加型公社債投資信託 / 自動けいぞく投資専用**

**投資信託説明書**  
**(目論見書)**  
**2008年8月**

**ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント**

**りそな M M F**  
**(マネー・マネージメント・ファンド)**  
**追加型公社債投資信託 / 自動けいぞく投資専用**

**投資信託説明書**  
**( 交付目論見書 )**  
**2008年8月**

1. 「りそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年8月14日に関東財務局長に提出しており、平成20年8月30日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「りそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。
5. 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

下記の事項は、この「りそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)」(以下「ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

## 記

### ファンドにかかるリスクについて

ファンドは、主に内外の公社債を投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「信用リスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 3 投資リスク」をご覧ください。

## ファンドにかかる手数料等について

### < 直接ご負担いただく費用 >

#### 申込手数料

当ファンドには申込手数料はありません。

#### 換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

#### 信託財産留保額

取得日から解約お申込受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日未満のご解約については、1 万口につき 10 円とし、ご解約の際にご負担いただきます。

### < 間接的にご負担いただく費用 >

#### 信託報酬

ファンドの信託元本に対して年 1.01359% 以内の率を乗じて得た額とします。

#### その他の費用

- ・監査報酬
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

これらの費用につきましては、事前に計算できないことから、実際にご負担いただく費用の金額や、合計額、それぞれの上限額および計算方法は記載しておりません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

## 有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成20年 8月14日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 出 川 昌 人
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

## 届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限 5,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

## 目次

投資信託説明書（交付目論見書）の概要	.....	巻頭
第一部 証券情報	.....	1
第二部 ファンド情報	.....	4
第1 ファンドの状況	.....	4
1 ファンドの性格	.....	4
2 投資方針	.....	7
3 投資リスク	.....	16
4 手数料等及び税金	.....	18
5 運用状況	.....	20
6 手続等の概要	.....	23
7 管理及び運営の概要	.....	25
第2 財務ハイライト情報	.....	29
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	.....	33
第4 ファンドの詳細情報の項目	.....	34
約 款	.....	巻末

## 投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の主要内容を概要としてまとめております。  
ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

### りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

商 品 分 類	追加型公社債投資信託 / MMF 型
運用の基本方針	内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。
ベンチマーク	ありません。
ファンドのリスク	ファンドは公社債などの値動きのある有価証券（外貨建証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および収益分配金が保証されているものではありません。
信託期間	原則として無期限
決 算 日	毎日
分 配 方 針	毎日決算を行い、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。
お 申 込 日	毎営業日、取得のお申込みができます。
お 申 込 価 額	『取得日』の前日の基準価額とします。 取得日は、取得のお申込みと申込金の払込みの時間によって異なります。 お申込日の正午以前に申込金の払込みが販売会社において確認できた場合は、お申込日が取得日となります。 ただし、お申込日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、取得できません。 お申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、お申込日の翌営業日が取得日となります。 ただし、お申込日の翌営業日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回ったときは、お申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。
お 申 込 単 位	1円以上 1円単位
お 申 込 手 数 料	ありません。
ご 解 約（換金）	・原則として毎営業日ご解約のお申込みができます。 ・ご解約代金の支払いは、ご解約のお申込受付日の翌営業日以降となります。
ご 解 約 価 額	ご解約お申込日の翌営業日の前日の基準価額とします。ただし、信託財産留保額がある場合はこれを控除した額とします（下記をご参照ください）。
信託財産留保額	取得日から解約お申込受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満のご解約については、1万口につき10円とし、ご解約の際にご負担いただきます。
信 託 報 酬	信託元本に対して年率1.01359% 以内の率を乗じて得た額とします。 信託報酬の詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。
委 託 会 社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	りそな信託銀行株式会社

## マル優制度をご利用になれます。

当ファンドでは、少額貯蓄非課税制度（マル優制度）のご利用が可能です。

同制度は、平成 18 年以降、障害者等に該当する方のみを対象とする制度に変更されております。障害者等とは、遺族基礎年金を受けることができる妻である人、寡婦年金受給者、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人をいいます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）用語集

本投資信託説明書(交付目論見書)中で使用されている用語等についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことです。決算日ごと(日々決算型・毎月決算型の場合は 6 カ月経過ごと)および償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
公社債投資信託	株式を一切組み入れず、国債や社債といった公社債を中心に、短期金融商品も運用対象とする投資信託です。また、申込期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
基準価額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は 1 口 1 円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1 口 1 円でスタートするものは便宜上 1 万口当たりの価額で表示されます。
収益分配金	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた(分配落ち)後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻しとみなされ、特別分配金(非課税)となります。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普通分配金(課税)となります。なお、分配は行われなくてもあります。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。予め決められた日(信託終了日)に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信託財産留保額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担してもらい、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信託報酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
追加型投資信託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのことで、オープン型投資信託ともいいます。
ポートフォリオ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。



## 第一部 証券情報

### (1) ファンドの名称

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）（以下「ファンド」といいます。）

### (2) 内国投資信託受益証券の形態等

単位型・追加型の別                   ：追加型

指定格付機関による格付け       ：格付けは取得しておりません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 発行（売出）価額の総額

5,000億円を上限とします。

### (4) 発行（売出）価格

取得日の前日の基準価額 とします（当初元本：1口＝1円）。

取得日は、取得の申込みと申込金の払込みの時間により下記のように異なります。

申込日の正午以前に申込金の払込みが、販売会社（販売会社についてのお問い合わせ窓口は、「(12)その他 委託会社のお問い合わせ先」をご参照ください。）において確認できた場合は、申込日が取得日となります。ただし、申込日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は、申込日が取得日となる申込みには応じないものとします。

申込日の正午を過ぎて申込金を払い込んだ場合は、申込日の翌営業日が取得日となります。ただし、申込日の翌営業日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回ったときは、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

基準価額は、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(12)その他 委託会社のお問い合わせ先」をご参照ください。）または販売会社（お申込み窓口等）にお問い合わせください。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます）。基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

(5) 申込手数料  
ありません。

(6) 申込単位  
1円以上1円単位です(自動けいぞく投資専用)。

(7) 申込期間  
平成20年8月30日から平成21年8月28日までとします。  
申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所  
申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせください(後述の「(12)その他 委託会社  
のお問い合わせ先」をご参照ください。)  
販売会社によっては、一部の支店等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会  
社にご確認ください。

(9) 払込期日  
申込代金(取得日の前日の基準価額に取得申込口数を乗じた金額)は販売会社にお支払いいた  
だきます。なお、販売会社が申込代金の支払いを確認できた時間により、受益権の取得日が異なりま  
す。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得日の発行価額の総額は、追加信託を行う日に各販売会社より、委託会社の口座を經由して、  
りそな信託銀行株式会社(「受託会社」といいます。)のファンド口座に払い込まれます。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度(「振替制度」と称する場  
合があります。)に移行しており、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託  
が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込ま  
れます。

(10) 払込取扱場所  
申込代金はお申込みの販売会社へお支払ください。払込取扱場所については、上記「(8)申込取  
扱場所」と同一です。

(11) 振替機関に関する事項  
ファンドの振替受益権の振替機関は、下記の通りです。  
株式会社 証券保管振替機構

(12) その他  
申込みの方法等

ファンドを取得される際には、販売会社に取引口座を開設のうえ、お申込みください。販売会  
社は、ファンドの申込みに際し、書面で取引に関する確認を行う場合があります。

その際、各販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」(別の名称で同様の権利義務関係を規  
定する契約を含むものとし、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、以下同じ。)に  
したがつた契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します(当ファンドは、自動  
けいぞく投資専用のファンドです。)

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益証券は発行され

ず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はございません。

なお、障害者等一定の条件に該当する取得申込者<sup>1</sup>は、障害者等の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）<sup>2</sup>をご利用いただけます。マル優制度を利用する場合は、申込みの際に年金証書や身体障害者手帳などをご提示のうえ、「非課税貯蓄申告書」と「非課税貯蓄申込書」を販売会社に提出していただきます。

1 遺族基礎年金を受けることができる妻である人、寡婦年金受給者、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人をいいます。

2 平成 18 年以降、マル優制度は障害者等に該当する方のみを対象とする制度に変更されております。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行しており、社振法の規定の適用を受け、前述「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（ご参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

委託会社のお問い合わせ先

お問い合わせは

**ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社** まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 9 時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

###### ファンドの目的

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

###### ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型公社債投資信託・MMF型 に属します。

「MMF型」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「内外の債券に運用し、日々決算を行うもの」とされるファンドをいいます。

###### ファンドの特色

##### 1)内外の公社債に投資を行います。

内外の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。

##### 2)取得・換金のお申込みは、原則としていつでもできます。

取得・換金の際には、お申込み手数料はかかりません。

取得日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、取得できません。

1.取得申込日の正午以前に申込金の払込みが販売会社において確認できた場合は、申込日が取得日となります。

2.取得申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、申込日の翌営業日が取得日となります。

ご換金について、取得日から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の換金については、1万口につき10円の信託財産留保額<sup>1</sup>が差し引かれます。

<sup>1</sup>「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される際に換金代金から差し引いて、残存受益者のために信託財産に留保される金額をいいます。

##### 3)収益分配金は、運用の実績に応じて変動します。

毎日決算を行い運用収益は全額分配します。収益分配金は運用の実績に応じて変動します。あらかじめ、一定の成果をお約束するものではありません。

##### 4)収益分配金は、1ヵ月分をまとめて自動的に再投資します。

収益分配金は毎日計算し、原則として毎月の最終営業日に1ヵ月分をまとめて、収益分配金に対する税金を差し引いたうえで、自動的に再投資します。

前月の最終営業日（その翌日以降に取得された場合は取得日）から当月の最終営業日の前日までの期間

##### 5)マル優制度をご利用になれます。

少額貯蓄非課税制度（マル優） 適格の投資信託です。

マル優制度をご利用できるのは、障害者等一定の条件に該当する方（遺族基礎年金を受けることができる妻である人、寡婦年金受給者、身体障害者手帳の交付を受けている人など）に限られます。平成18年以降、マル優制度は障害者等に該当する方のみを対象とする制度に変更されております。

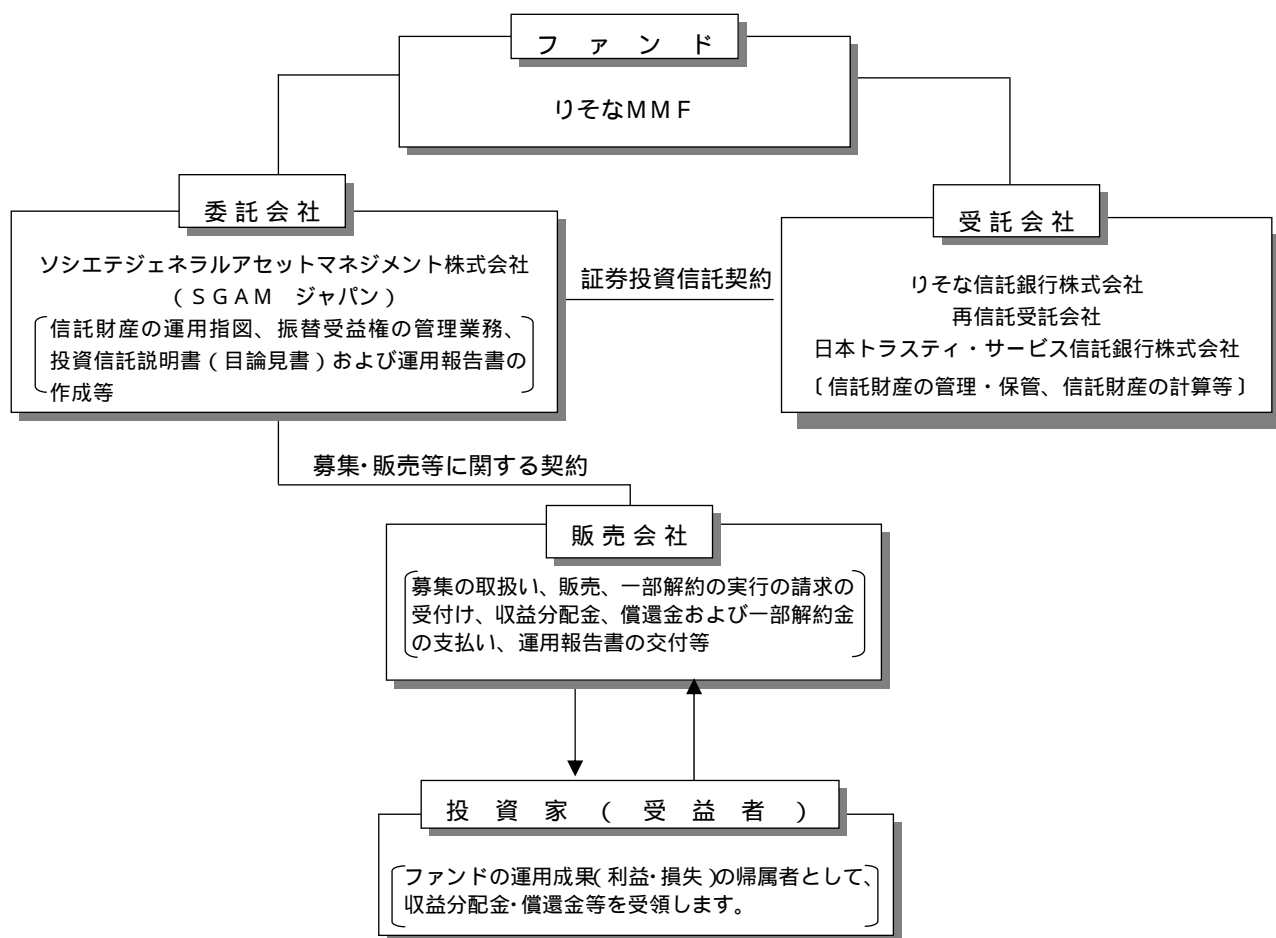
## 信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000 億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## (2) ファンドの仕組み

### 委託会社及びファンドの関係法人

#### ファンドの関係法人



## 各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約(信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

## 委託会社の概況

### 委託会社の概況

名称等	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第 350 号）			
資本の額	12 億円			
会社の沿革	昭和 46 年 11 月 22 日	山一投資コンサルティング株式会社設立		
	昭和 55 年 1 月 4 日	山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成 10 年 1 月 28 日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現 S G A M ノースパシフィック（株））が主要株主となる		
	平成 10 年 4 月 1 日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成 10 年 11 月 30 日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成 16 年 8 月 1 日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成 19 年 9 月 30 日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
大株主の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	S G A M ノースパシフィック（株）	東京都中央区日本橋兜町 5 番 1 号	2,400,000 株	100%

（本書作成日現在）

#### ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書においてソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「**S G A M**」と表示することがあります。ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント  
（本社・フランス パリ）

**S G A M**

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社  
（本社・日本 東京）

**S G A M ジャパン**

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

### (2) 投資対象

#### 主な投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

#### 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)で市場性のあるものに投資することを指図します。

#### 1. 国債証券

#### 2. 地方債証券

#### 3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限ります。)

#### 5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

7. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。)

#### 8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの(以下「住宅ローン債権信託受益権」といいます。)

なお、1.から4.までの証券および6.の証券のうち1.から4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託、コール・ローンまたは手形割引市場において売買される手形により運用することの指図ができます。

有価証券の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨の先物取引、通貨の選択権取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨の先物取引、通貨のオプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リ

リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図ができます。信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図ができます。

### (3) 運用体制

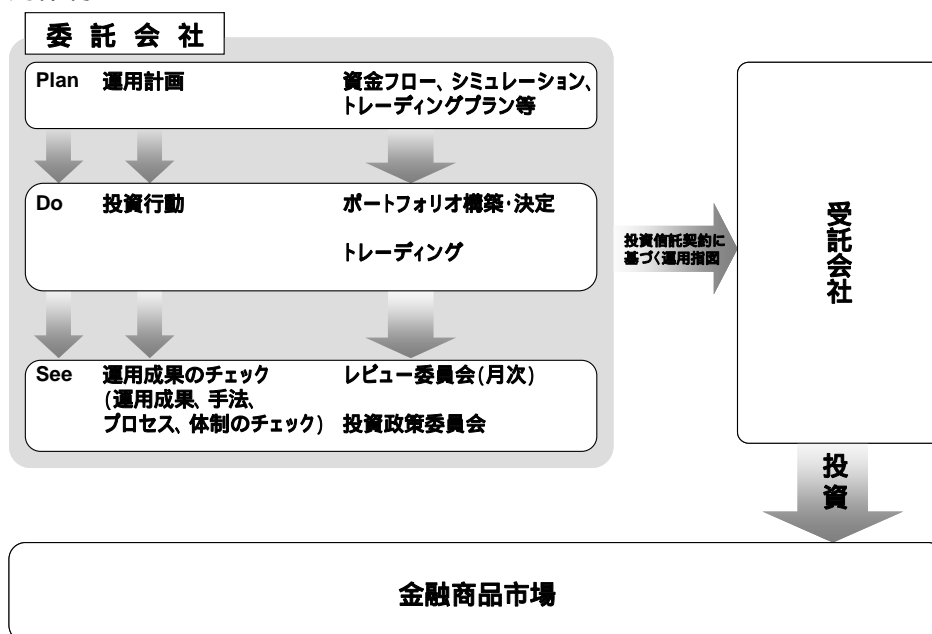
投資戦略の決定および運用の実行

CIO に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

運用体制



委託会社の運用体制は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

- 運用計画・・・・・・・・・・運用本部各運用部（6名程度）
- 投資行動・・・・・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー（6名程度）
- 運用成果のチェック・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- 証券投資信託の運用に関する規則
- 内部管理体制に関する規程
- 服務規程（ファンド・マネージャー用）
- クレジット委員会運用規定
- 証券先物取引に関する社内基準
- 各種業務マニュアル
- コンプライアンス・マニュアル



## リスク管理規則

### 関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

## (4) 分配方針

### 収益分配方針

当ファンドは毎日決算を行い、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

### 収益の分配

信託財産から生ずる利益（以下の1)に掲げる収益等の合計額が以下の2)に掲げる経費等の合計額を超える場合の差額をいいます。）は、その全額を毎日、収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失（以下の1)の合計額が2)の合計額に満たない場合の差額をいいます。以下同じ。）を生じた場合は、その損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとしします。

- 1) 毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれらに類する収益、売買・償還金等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金
- 2) 毎計算期間における信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補填額およびその他費用

### 収益分配金の再投資

- 1) 受託者が、委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、前月の最終営業日（その翌日以降に追加設定を行った場合については追加設定日）から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金が、当月の最終営業日に販売会社に交付されます。
- 2) 販売会社は、「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとしします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとしします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づき、各受益者毎に収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に全額再投資します。

なお、この場合における1口当たりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。ただし、当該基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときには、取得のお申込みは、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込みとみなします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としします。）に帰属し、当該収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5) 投資制限

### 信託約款に基づく投資制限

(イ) 投資する公社債の範囲

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債(外国通貨表示の公社債(利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。))をいいます。)外国または外国法人の発行する円貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する円貨建公社債については、金融商品取引所(本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。)に上場(上場予定を含みます。)されている銘柄およびこれに準ずるものとし、ただし、社債権者割当により取得する公社債についてはこの限りではありません。

(ロ) 株式への投資制限

株式および新株引受権証券への投資は行いません。

(ハ) 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(二) 先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとし、(以下同じ。)、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとし、
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、この(二)で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨の先物取引ならびに外国の取引所における通貨の先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことを指図できます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予

約と合わせて外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつこの(二)で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことを指図できます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
  1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が、当該余裕金等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券の利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、かつこの(二)で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

#### (ホ) スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことを指図できます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。
- 4) スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたって必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入

れを指図します。

(ヘ) 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ト) 資金の借入れ

1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2) 前記1)の資金借入額は次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

3) 前記2)の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

4) 借入金の利息は信託財産の中から支払います。

法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権(株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。)の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

ご参考

当ファンドは社団法人投資信託協会規則「MMF等の運営に関する規則」(平成16年3月19日制定)に基づいた運用を行っております。なお、同規則の中の運用に関する事項(約款に規定

済の内容を除きます。)については以下のとおりです。

a . 組入有価証券等の範囲

(1)組入れることのできる有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

わが国の国債証券、政府保証債券および日銀が発行する債券(以下「国債等」という。)

に規定する有価証券以外の有価証券で、当該有価証券の取得時において2社以上の指定格付機関により、P - 2またはA - 2相当以上の短期格付もしくはBBBフラットまたはBaa2相当以上の長期格付を受けているもの(指定格付機関が、発行会社の依頼によらずに格付を行ったものを除く。以下a.において同じ。)

または に規定する有価証券以外の有価証券で1社の指定格付機関からの格付のみのもまたは格付を取得していないもののうち、取得時において委託会社が発行者の財務内容等を基に に規定するものと同等の信用力を有すると認めたもの

(2)組入れることができる金融商品は、次に掲げる金融商品とする。

指定金銭信託(当該投資信託の受託銀行(再信託先を含む。)におけるオーバーナイトの指定金銭信託に限る。)

金融商品( に規定する指定金銭信託を除く。)で(1) に規定する有価証券を担保とするものもしくは国または日銀が保証するもの

または に規定する金融商品以外の金融商品で次のいずれかに該当するもの

イ 取得時において2社以上の指定格付機関により、P - 2またはA - 2相当以上の短期格付もしくはBBBフラットまたはBaa2相当以上の長期格付を受けているもの

ロ イに規定する金融商品以外の金融商品で1社の指定格付機関からの格付のみのもまたは格付を取得していないもののうち、取得時において委託会社が発行者の財務内容等を基にイに規定するものと同等の信用力を有すると認めたもの

b . 組入資産の残存期間

(1)組入資産は、受渡日から償還日または満期日までの期間(以下「残存期間」という。)が1年を超えないものとする。

(2)満期保有目的債券(後記e.に規定する満期保有目的債券をいう。以下同じ。)については、(1)の規定は適用しない。

c . 投資制限

(1)同一の法人等が発行する有価証券等(前記a.(1)に規定する有価証券( に規定する有価証券を除く。)および前記a.(2)に規定する金融商品( および に規定する金融商品を除く。)をいう。以下c.において同じ。)もしくは取扱う有価証券等への投資は、次に掲げる額の範囲以内とする。

2社以上の指定格付機関からP - 1またはA - 1相当の短期格付もしくはA3またはA - 相当以上の長期格付を受けているもの、もしくは格付を受けていないもののうち委託会社が当該格付と同等の信用力を有するものと認めた有価証券等は、当該有価証券等の取得時において当該投資信託財産の純資産総額(以下「純資産総額」という。)の5%以内の額とする。

に規定する有価証券等以外の有価証券等は、当該有価証券等の取得時において純資産総額の1%以内の額とする。

- (2)同一の銀行が発行した有価証券等への投資は、(1)の規定にかかわらず取得時において純資産総額の10%以内の額とする。ただし、CP、短期社債等(社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、商工組合中央金庫法第33条の2に規定する短期商工債券、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債券および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債券をいう。)、CD、コール・ローン、割引手形および預金以外の有価証券等については、純資産総額の5%以内の額とする。
- (3)(1)に規定する有価証券等への投資の合計額は、当該有価証券等の取得時において純資産総額の10%以内の額とする。
- (4)満期保有目的債券については、(1)から(3)の規定にかかわらず後記eの定めるところによるものとする。
- (5)取引期間が5営業日以内のコール・ローン(国債等を担保とするコール取引を除く。)については、(1)から(3)の規定にかかわらず、同一の取引先にかかる組入れの合計額は、純資産総額の25%以内とする。
- (6)投資信託財産に組み入れることができる資産は、円貨で約定し円貨で決済する資産に限るものとする。
- (7)委託会社は、債券について時価が入手できないものは組み入れないものとする。
- (8)委託会社は、証券化関連商品および取得時において償還金等が不確定な仕組債等で協会が細則で定めるものは組み入れないものとする。
- d. 組み入れられた資産の平均残存期間  
組入資産(満期保有目的債券を含む。)の平均残存期間(協会が細則で定める計算方法により算出された期間をいう。以下同じ)は、180日を超えないものとする。
- e. 満期保有目的債券の指定  
(1)委託会社は、組入債券をその償還日まで投資信託財産で保有することを目的とする満期保有目的債券に指定できるものとする。この場合において、満期保有目的債券の指定は、当該債券を取得した時点で行うものとする。
- (2)(1)に規定する満期保有目的債券の指定は、当該投資信託の運用責任者(ファンド・マネージャーを含む。)または運用責任機関(運用委員会、役員会等実質的に投資信託財産の運用の指図に関する権限および責任を有している当該委託会社の組織および機関をいう。)等が予め定めた方法に基づき行うものとする。
- f. 満期保有目的債券の残存期間  
満期保有目的債券の残存期間は、3年を超えないものとする。ただし、銀行が発行する変動利付債券(銀行が保証するものおよび銀行が発行する債券を担保とするものを含む。)については、この限りではない。
- g. 満期保有目的債券の指定の制限  
(1)満期保有目的債券(国債等を除く。)の指定は、指定する日において2社以上の指定格付機関からA3またはA-相当以上の長期格付を取得しているもの、もしくは複数の指定格付機関からの格付がなく1社からA3またはA-相当以上の長期格付を取得し、かつ当該委託会社が定めるガイドラインによりこれと同等の信用力を有するものと認めたものに限るものとする。

- (2) 満期保有目的債券の指定は、満期保有目的債券に指定された債券（新たに指定しようとする債券を含む。）の評価額の合計額が、指定する日の直前の3月末の純資産総額または指定する日の純資産総額のいずれか低い額の15%以内に限るものとする。なお、残存期間が3年を超える銀行が発行する変動利付債券（銀行が保証するものおよび銀行が発行する債券を担保とするものを含む。）指定する場合は、満期保有目的債券に指定された変動利付債券（残存期間3年を超えるものに限り、新たに指定しようとする変動利付債券を含む。）の評価額の合計額が、指定する日の直前の3月末の純資産総額または指定する日の純資産総額のいずれか低い額の5%以内に限るものとする。
- (3) 同一の法人等が発行する債券の満期保有目的債券の指定は、満期保有目的債券に指定された当該法人が発行する債券（新たに指定しようとする当該法人が発行する債券を含む。）の評価額の合計額が、指定する日の直前の3月末の純資産総額または指定する日の純資産総額のいずれか低い額の1%以内に限るものとする。ただし、国債等については、この規定は適用しないものとする。
- (4) 委託会社は、毎月末における満期保有目的債券の評価額の合計額の純資産総額に対する比率（以下「満期保有目的債券比率」という。）を翌月末までに協会に報告するものとする。
- (5) 協会は、満期保有目的債券比率が、一定期間、一定比率以上となった場合には、当該委託会社に対し改善に必要な措置を求めることができるものとする。

#### h . 満期保有目的債券の売却等の禁止

- (1) 委託会社は、満期保有目的債券に指定した債券を次の各号に掲げる事由以外の理由により、原則として当該債券を売却または保有目的の変更（以下「売却等」という。）を行ってはならないものとする。

当該債券の発行者の信用状態の悪化

税法上の優遇措置の廃止

当該投資信託の合併または委託会社の変更に伴うポートフォリオの変更

法令または規制の制定、改正または廃止

監督官庁の規制または指導

予期できなかった当該投資信託に起因しない事象として細則で定める事象の発生

その他やむを得ない事由として協会が細則で定めるもの

- (2) (1)に規定する事由以外の理由により売却等を行った場合は、当該売却等を行った日から投資信託財産が保有する全ての満期保有目的債券の保有目的を変更するものとし、当該売却等を行った日以降2年間は取得した債券を満期保有目的債券に指定し保有することができないものとする。
- (3) 委託会社は、満期保有目的債券を担保に差し入れもしくはレポ取引または証券貸借取引の対象とした場合にあっては、当該取引の契約期間の終日が当該満期保有目的債券の償還期日と同日または償還期日より以前の日となるときもしくは返還される債券が実質的に同一であるときは、当該満期保有目的債券の目的変更は行わないものとする。なお、現先取引の場合の取扱いについては、協会が細則で定める。

#### i . 満期保有目的債券の開示等

- (1)委託会社は、当該投資信託の運用報告書および有価証券報告書において満期保有目的債券に指定した債券の銘柄名、利率、額面、評価額、償還期日および通貨を開示するものとする。
- (2)委託会社は、当該投資信託の約款、有価証券届出書および目論見書において、満期保有目的債券に指定した債券については償却原価法で評価する旨を開示するものとする。

### 3 投資リスク

#### (1) ファンドのリスク

当ファンドは、公社債などの値動きのある有価証券（外貨建証券には為替リスクもあります。）に投資します。

こうした組入対象有価証券等には主として以下のような性質があり、ファンドの基準価額を変動させる要因となっています。したがって、当ファンドは元本および収益分配金が保証されている商品ではありません。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。したがって、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらは全てのリスクを網羅したものでなく、記載以外のリスクも存在します。

#### 基準価額の主な変動要因

##### 1)金利リスク

当ファンドは主として債券に投資を行います。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。各債券の値動きの幅は、残存期間、発行体の信用力、債券の種類等に左右されます。

##### 2)信用リスク

一般に公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融資産にデフォルト（債務不履行）が発生した場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落するため、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼす場合があります。

##### 3)流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする場合、需要（または供給）がないため、市場実勢を大幅に下回る（上回る）価格でしか取引ができなくなるリスクをいいます。一般に、市場規模や取引量の少ない有価証券を売買するにあたり、短時間で大量の売買により市場が大きなインパクトを受ける場合や市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなるおそれがあり、それらの影響により、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

##### 4)為替リスク

外貨建資産は、為替変動の影響を受けます。たとえば、投資対象となる有価証券等が現地通貨建てで値上がりした場合でも、投資先通貨に対して円高となった場合には、当該外国通貨建て証券の円換算価格は下落することがあります。なお、当ファンドにおいて、外貨建資産へ投資するにあたっては、為替ヘッジ等の活用により極力為替変動リスクを回避することに努めます。



ただし、前記「MMF等の運営に関する規則」(社団法人投資信託協会 平成16年3月19日制定)の「投資制限」の規定において、「投資信託財産に組入れることができる資産は、円貨で約定し円貨で決済する資産に限るものとする。」とされており、当ファンドは、外貨建資産への投資を行っておりません。

その他の留意点

1) ファンドの繰上償還

当ファンドは、受益権の残存口数が5億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

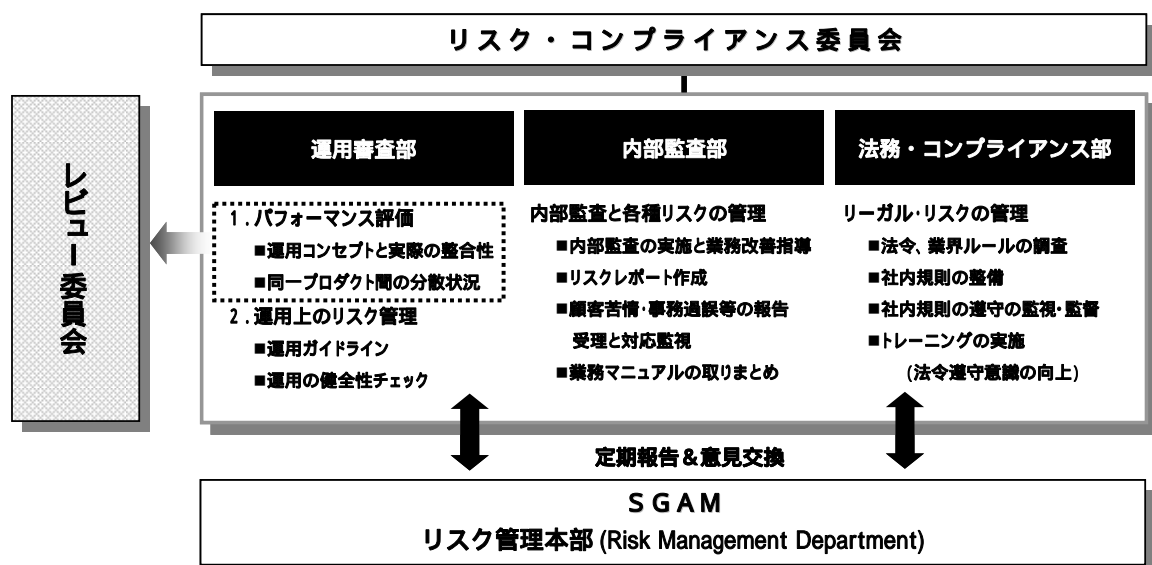
2) 解約の中止

金融商品市場(本書において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生したときは、解約請求の受付が中止されることがあります。

(2) リスク管理体制

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



委託会社のリスク管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### 4 手数料等及び税金

##### (1) 申込手数料

ありません。

##### (2) 換金（解約）手数料

ありません。

ただし、ご換金の際に、取得日<sup>1</sup>から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の換金については、1万口につき10円の信託財産留保額<sup>2</sup>が差し引かれます。

<sup>1</sup>「取得日」については、「6 手続等の概要 (1)申込（販売）手続等」をご参照ください。

<sup>2</sup>「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される際に換金代金から差し引いて、残存受益者のために信託財産に留保される金額をいいます。

##### (3) 信託報酬等

###### 信託報酬等の額

委託会社（販売会社に対する報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年10,000分の101.359以内の率で次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、毎日計上します。

各週の最初の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの信託報酬率は、その週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の7.1114を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年10,000分の35.557以下の場合には、年10,000分の35.557以内の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。

信託報酬率は、委託会社（後述の「6 手続等の概要 (1)申込（販売）手続等」のお問い合わせ先をご参照ください。）にお問い合わせください。

上記の信託報酬の総額は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、その配分については次の通りとします。

委託会社	販売会社（ ）	受託会社（ ）
		次の1.あるいは2.の率のうち、いずれか低い率
		1.年万分の2.5
		2.信託報酬率の区分に応じて決定される以下の率。
信託報酬率 - ( + )	信託報酬率 × 24.557 / 35.557	( 信託報酬率 )
		年 0.15%超 信託報酬率 × 7.03 / 100
		年 0.10%超 0.15%以下 信託報酬率 × 7.45 / 100
		年 0.05%超 0.10%以下 信託報酬率 × 8.08 / 100
		年 0.01%超 0.05%以下 信託報酬率 × 9.43 / 100
		年 0.005%超 0.01%以下 信託報酬率 × 11.32 / 100
		年 0.005%以下 信託報酬率 × 13.81 / 100

販売会社に配分される額には、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

##### (4) その他の手数料等

###### 信託事務等の諸費用

1)信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、信託財産の中から支払います。

2) 信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、毎日信託元本の額に一定率を乗じて得た額とし、毎月の最終営業日または信託終了のとき、監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中から支払われます。

#### その他の費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物取引、オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は、信託財産が負担します。この他に、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産が負担します。

#### (5) 課税上の取扱い

受益者（法人を含みます。）に対する課税については、次のような取扱いになります。なお、税法等が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

##### 収益分配金

ファンドの収益分配金は、一律 20%（所得税 15%、地方税 5%）の源泉分離課税で、確定申告の必要はありません。なお、法人受益者の場合、源泉徴収された税金は、申告の際に税額控除の対象となります。また、一部解約時にお受取りの収益分配金に対する税金も税額控除の対象となります。

##### 一部解約時および償還時

基準価額および償還価額の元本超過額に対して、一律 20%（所得税 15%、地方税 5%）の源泉分離課税となります。

##### マル優制度について

ファンドはマル優の対象となっており、障害者等一定の条件を満たす受益者<sup>1</sup>はマル優制度<sup>2</sup>を利用することができます。マル優制度を利用すると 1 人につき元金 350 万円（すでに利用している場合は、その金額を差し引いた額）まで、分配金および償還時の元本超過額は非課税となり、また、一部解約請求による途中換金の場合も非課税となります。マル優制度を利用する場合、申込みの際に、マル優制度の適格者である旨を確認できる公的証明書を提示し、「非課税貯蓄申告書」および「非課税貯蓄申込書」を提出する必要があります。

1 遺族基礎年金を受けることができる妻である人、寡婦年金受給者、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人をいいます。

2 平成 18 年以降、マル優制度は障害者等に該当する方のみを対象とする制度に変更されています。

## 5 運用状況

### (1) 投資状況

平成 20 年 6 月 30 日現在

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	14,983,943,018	62.56
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	8,969,007,459	37.44
合計 (純資産総額)	-	23,952,950,477	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### (2) 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

平成 20 年 6 月 30 日現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	額面 (円)	帳簿価額		時価評価額		利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	日本	国債証券	第 5 1 0 回政府短期証券	2,500,000,000	99.98	2,499,526,760	99.98	2,499,526,760	0	2008年7月14日	10.44
2	日本	国債証券	第 5 1 5 回政府短期証券	2,500,000,000	99.93	2,498,446,168	99.93	2,498,446,168	0	2008年8月11日	10.43
3	日本	国債証券	第 5 1 7 回政府短期証券	2,500,000,000	99.92	2,498,149,920	99.92	2,498,149,920	0	2008年8月18日	10.43
4	日本	国債証券	第 5 1 9 回政府短期証券	2,500,000,000	99.90	2,497,600,698	99.90	2,497,600,698	0	2008年9月1日	10.43
5	日本	国債証券	第 5 2 5 回政府短期証券	2,500,000,000	99.86	2,496,514,832	99.86	2,496,514,832	0	2008年9月29日	10.42
6	日本	国債証券	第 5 2 1 回政府短期証券	2,500,000,000	99.74	2,493,704,640	99.74	2,493,704,640	0	2008年12月10日	10.41

全 6 銘柄

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。

単価は額面 100 円当たりの価格です。

#### 種類別投資比率

平成 20 年 6 月 30 日現在

地域	種類	投資比率 (%)
日本	国債証券	62.56
	合計	62.56

\* 投資比率はファンドの純資産総額に対する評価額比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### (3) 運用実績

#### 純資産の推移

平成 20 年 6 月 30 日（直近日）現在、同日前 1 年以内における各月末、および下記各特定期間末におけるファンドの純資産総額、および基準価額（1 万口当たりの純資産額）の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 13 期特定期間末(平成 10 年 11 月 29 日)	69,303	69,304	10,000	10,000
第 14 期特定期間末(平成 11 年 5 月 30 日)	103,914	103,915	10,000	10,000
第 15 期特定期間末(平成 11 年 11 月 29 日)	188,465	183,466	10,000	10,000
第 16 期特定期間末(平成 12 年 5 月 30 日)	282,517	282,518	10,000	10,000
第 17 期特定期間末(平成 12 年 11 月 29 日)	240,750	240,751	10,000	10,000
第 18 期特定期間末(平成 13 年 5 月 30 日)	254,925	254,926	10,000	10,000
第 19 期特定期間末(平成 13 年 11 月 30 日)	210,263	210,264	10,000	10,000
第 20 期特定期間末(平成 14 年 5 月 31 日)	72,542	72,542	10,000	10,000
第 21 期特定期間末(平成 14 年 11 月 30 日)	60,263	60,263	10,000	10,000
第 22 期特定期間末(平成 15 年 5 月 31 日)	47,062	47,062	10,000	10,000
第 23 期特定期間末(平成 15 年 11 月 30 日)	38,453	38,453	10,000	10,000
第 24 期特定期間末(平成 16 年 5 月 31 日)	31,627	31,627	10,000	10,000
第 25 期特定期間末(平成 16 年 11 月 30 日)	28,509	28,509	10,000	10,000
第 26 期特定期間末(平成 17 年 5 月 31 日)	25,880	25,880	10,000	10,000
第 27 期特定期間末(平成 17 年 11 月 30 日)	24,340	24,340	10,000	10,000
第 28 期特定期間末(平成 18 年 5 月 31 日)	20,940	20,940	10,000	10,000
第 29 期特定期間末(平成 18 年 11 月 30 日)	21,685	21,686	10,000	10,000
第 30 期特定期間末(平成 19 年 5 月 31 日)	24,950	24,950	10,000	10,000
第 31 期特定期間末(平成 19 年 11 月 30 日)	24,095	24,095	10,000	10,000
第 32 期特定期間末(平成 20 年 5 月 31 日)	22,673	22,673	10,000	10,000
平成 19 年 6 月末日	25,411	-	10,000	-
7 月末日	26,252	-	10,000	-
8 月末日	26,156	-	10,000	-
9 月末日	25,452	-	10,000	-
10 月末日	25,047	-	10,000	-
11 月末日	24,095	-	10,000	-
12 月末日	24,447	-	10,000	-
平成 20 年 1 月末日	23,304	-	10,000	-
2 月末日	23,465	-	10,000	-
3 月末日	22,038	-	10,000	-
4 月末日	22,423	-	10,000	-
5 月末日	22,673	-	10,000	-
6 月末日	23,952	-	10,000	-

## 分配の推移

計算期間	1万口当たり 分配金(円)
第13期特定期間(平成10年5月29日～平成10年11月29日)	26.65
第14期特定期間(平成10年11月30日～平成11年5月30日)	19.29
第15期特定期間(平成11年5月31日～平成11年11月29日)	11.71
第16期特定期間(平成11年11月30日～平成12年5月30日)	10.42
第17期特定期間(平成12年5月31日～平成12年11月29日)	10.91
第18期特定期間(平成12年11月30日～平成13年5月30日)	11.93
第19期特定期間(平成13年5月31日～平成13年11月30日)	6.04
第20期特定期間(平成13年12月1日～平成14年5月31日)	6.16
第21期特定期間(平成14年6月1日～平成14年11月30日)	1.56
第22期特定期間(平成14年12月1日～平成15年5月31日)	1.22
第23期特定期間(平成15年6月1日～平成15年11月30日)	0.46
第24期特定期間(平成15年12月1日～平成16年5月31日)	0.37
第25期特定期間(平成16年6月1日～平成16年11月30日)	0.36
第26期特定期間(平成16年12月1日～平成17年5月31日)	0.41
第27期特定期間(平成17年6月1日～平成17年11月30日)	0.66
第28期特定期間(平成17年12月1日～平成18年5月31日)	1.73
第29期特定期間(平成18年6月1日～平成18年11月30日)	11.97
第30期特定期間(平成18年12月1日～平成19年5月31日)	19.79
第31期特定期間(平成19年6月1日～平成19年11月30日)	24.65
第32期特定期間(平成19年12月1日～平成20年5月31日)	23.27

## 収益率の推移

計算期間	収益率(%)
第13期特定期間(平成10年5月29日～平成10年11月29日)	0.27
第14期特定期間(平成10年11月30日～平成11年5月30日)	0.19
第15期特定期間(平成11年5月31日～平成11年11月29日)	0.12
第16期特定期間(平成11年11月30日～平成12年5月30日)	0.10
第17期特定期間(平成12年5月31日～平成12年11月29日)	0.11
第18期特定期間(平成12年11月30日～平成13年5月30日)	0.12
第19期特定期間(平成13年5月31日～平成13年11月30日)	0.06
第20期特定期間(平成13年12月1日～平成14年5月31日)	0.06
第21期特定期間(平成14年6月1日～平成14年11月30日)	0.02
第22期特定期間(平成14年12月1日～平成15年5月31日)	0.01
第23期特定期間(平成15年6月1日～平成15年11月30日)	0.00
第24期特定期間(平成15年12月1日～平成16年5月31日)	0.00
第25期特定期間(平成16年6月1日～平成16年11月30日)	0.00
第26期特定期間(平成16年12月1日～平成17年5月31日)	0.00
第27期特定期間(平成17年6月1日～平成17年11月30日)	0.01
第28期特定期間(平成17年12月1日～平成18年5月31日)	0.02
第29期特定期間(平成18年6月1日～平成18年11月30日)	0.12
第30期特定期間(平成18年12月1日～平成19年5月31日)	0.20
第31期特定期間(平成19年6月1日～平成19年11月30日)	0.25
第32期特定期間(平成19年12月1日～平成20年5月31日)	0.23

(注)収益率の算出方法：特定期間末の基準価額（当該特定期間における1万口当たり分配金の合計額を含む。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

## 6 手続等の概要

### (1) 申込（販売）手続等

1) ファンドを取得される際には、販売会社（販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。）に取引口座を開設のうえ、お申込みください。その際、ファンドの取得申込者は、販売会社との間で別に定める契約を締結します。

2) 1 口当たりの取得価額は、「取得日」の前日の基準価額とします。なお、「取得日」は、取得の申込みと申込金の払込みの時間により下記のように異なります。

1. 申込日の正午以前に申込金の払込みが、販売会社において確認できた場合は、申込日が取得日となります。

ただし、申込日の前日の基準価額が、1 口当たり 1 円を下回っているときは、販売会社は、申込日が取得日となる申込みには応じないものとします。

2. 申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、申込日の翌営業日が取得日となります。

ただし、申込日の翌営業日の前日の基準価額が、1 口当たり 1 円を下回ったときは、申込日の翌営業日以降、最初に、基準価額（営業日の前日の基準価額）が 1 口当たり 1 円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

3) ファンドのお申込単位は 1 円以上 1 円単位とします。

4) なお、障害者等一定の条件に該当する取得申込者<sup>1</sup>は、障害者等の少額貯蓄非課税制度（マル優制度）<sup>2</sup>をご利用することができます。マル優制度を利用する場合は、申込みの際に年金証書や身体障害者手帳などをご提示の上、「非課税貯蓄申告書」と「非課税貯蓄申込書」を販売会社に提出していただきます。

1 遺族基礎年金を受けることができる妻である人、寡婦年金受給者、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人をいいます。

2 平成 18 年以降、マル優制度は障害者等に該当する方のみを対象とする制度に変更されております。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

お問い合わせは

## ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで  
(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前 9 時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

### (2) 換金（解約）手続等

換金に関する手続き、または換金価格についての詳細は、販売会社（販売会社については、上記(1)申込（販売）手続等のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

- 1) 解約請求によりいつでも換金することができます。
- 2) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。
- 3) 販売会社が、「取得日」から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日に満たない受益権について一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、一部解約口数に応じ 1 万口につき 10 円の信託財産留保額を解約請求にかかる受益者の負担とし、原則として解約請求受付日の翌営業日に、一部解約金の中からこれを控除し、信託財産に留保します。この場合において収益分配金の再投資により取得した受益権については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益権の発行された日に発行されたものとみなします。

「信託財産留保額」とは、投資信託を途中で解約または買取りされる受益者の換金代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰入れられる金額をいいます。

- 4) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- 5) 解約代金（一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金を含めた額とします。）は、原則として一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日から販売会社の営業所等において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払うものとします。
- 6) 販売会社によっては、一部解約の実行の請求を受け付けた日当日に解約代金相当額の受取りを希望する受益者は、別に定める契約に基づく諸手続の上、キャッシング（即日引出）が利用できる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 7) 解約のお申込みの受付は原則として販売会社の営業日の午後 3 時（わが国の金融商品市場が半休日の場合は午前 11 時）までとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- 8) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情



があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

- 9)一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、受益権の一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記 2)の規定に準じて計算された価額とします。

ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。平成 19 年 1 月 4 日以降の解約（換金）請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。平成 18 年 12 月 29 日時点で保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みの際に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

## 7 管理及び運営の概要

### (1) 資産の評価

#### 1) 基準価額の算出方法

受益権 1 口当たりの純資産額を基準価額といたします(ただし便宜上 1 万口当たりに換算した価額で表示されます。)

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

#### 2) 基準価額の算出頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、委託会社または販売会社にお問い合わせください。お問い合わせ先につきましては、「6 手続等の概要 (1) 申込(販売)手続等」をご参照ください。

#### 3) 組入資産の評価方法について(「MMF等の運営に関する規則」(社団法人投資信託協会平成 16 年 3 月 19 日制定))

##### a. 組入れ債券等の評価

- (1) 組入債券の評価は、原則として時価により評価するものとし、時価は組入債券の銘柄ごとに委託会社が次に掲げる価額のいずれかから採用した価額とする。

日本証券業協会が発表する店頭売買参考統計値(平均値)

金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者(金商法第 28 条第 1 項に規定する金融商品取引業を行う者をいう。以下同じ。))および外国の法令に準拠して設立され

た法人でこの者に類する者をいう。)または登録金融機関等が提示する価額(売気配相場を除く。)

価格情報会社の提供する価額

(2) その他の有価証券等は、他の協会規則の規定に基づき評価するものとする。

#### b. 償却原価法による評価

(1) 次に掲げる債券は、償却原価法により評価することができるものとする。

残存期間が1年以内の債券で、A-2またはP-2格相当以上の短期格付もしくはA3またはA-格相当以上の長期格付を取得している債券  
満期保有目的債券

(2) (1)に規定する償却原価法は、当該債券の買付約定成立の日または償還日の前年応答日(応答日が休日に当たる場合は休日明け営業日)の前日の帳簿価額を取得価額として、同日から償還日の前日まで当該帳簿価額と償還価額(割引債は税込みの価額(額面価額に源泉税額を加えた価額)とする。)の差額を当該期間で日割り計算して得た金額を日々帳簿価額に加算または減算した価額により評価する方法とする。なお、加算または減算した価額は、売買損益に計上するものとする。

(3) 償却原価法により評価している債券が、格付の引下げ等により時価と評価額に著しい乖離が生じた場合、または償却原価法の適用債券に適合しなくなった場合には、委託会社は監査法人または公認会計士と協議し、適切に対応するものとする。

#### 4) 外貨建資産の円換算および予約為替の評価

1. 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

2. 予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### 5) 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、追加信託は、原則として追加信託を行う日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額の場合に、これを行うことができます。

#### (2) 信託期間

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、「(4)信託の終了」により信託を終了させることがあります。

#### (3) 計算期間

ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

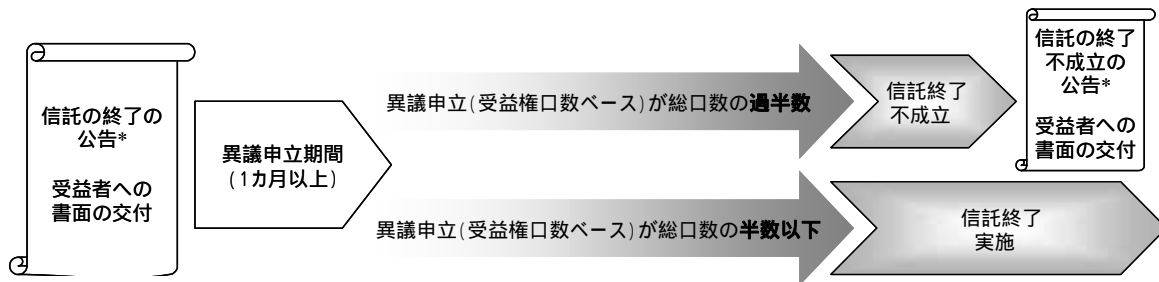
#### (4) 信託の終了(ファンドの繰上償還)

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその

旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約を行いません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

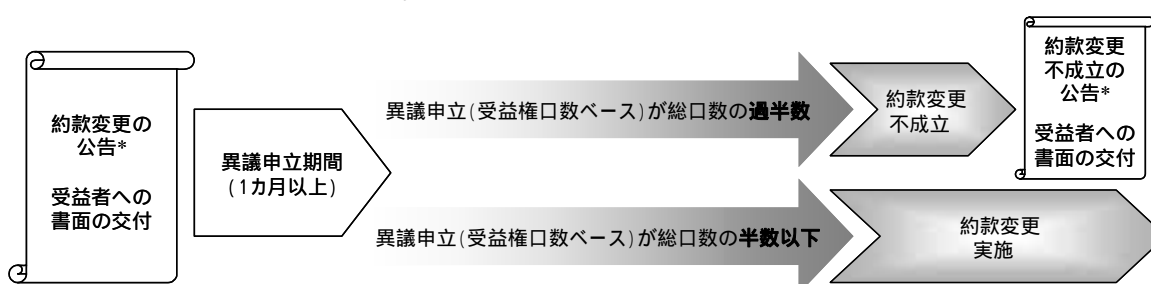


\* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

6. 前記 3. ~ 5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 3. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
  7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
  8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(5)信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
  9. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益会社は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- (5) 信託約款の変更
1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
  2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に

対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。

3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ~ 5. までの規定にしたがいます。



\* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

#### (6) 反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、当該ファンドの信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、「(4)信託の終了」または「(5)信託約款の変更」に規定する公告または書面に記載します。

#### (7) 運用経過の報告

委託会社は1年に2回(5月、11月)運用報告書を作成します。運用報告書は、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

#### (8) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (9) 開示

ファンドの有価証券報告書を毎年5月および11月の特定期間経過後3ヵ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム(EDINET)によって提出されており、同庁が提供するホームページ(<http://info.edinet-fsa.go.jp/>)にて閲覧することができます。

## 第2 財務ハイライト情報

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、前期(平成19年6月1日から平成19年11月30日まで)については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期(平成19年12月1日から平成20年5月31日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

なお、ここに表示する財務諸表(「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」)は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」(投資信託説明書(請求目論見書))から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成19年6月1日から平成19年11月30日まで)及び当期(平成19年12月1日から平成20年5月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

(1) 貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	前期 (平成 19 年 11 月 30 日現在)	当期 (平成 20 年 5 月 31 日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		2,117,596,960	3,185,499,685
国債証券		14,988,942,091	17,487,492,476
現先取引勘定		6,989,019,422	4,497,061,500
未収利息		132,623	206,374
流動資産合計		24,095,691,096	25,170,260,035
資産合計		24,095,691,096	25,170,260,035
負債の部			
流動負債			
未払金		-	2,496,285,000
未払収益分配金		313,239	634,850
未払受託者報酬		4,279	8,054
未払委託者報酬		48,388	91,062
その他未払費用		345	650
流動負債合計		366,251	2,497,019,616
負債合計		366,251	2,497,019,616
純資産の部			
元本等			
元本		24,095,321,126	22,673,228,894
剰余金			
期末剰余金		3,719	11,525
純資産合計		24,095,324,845	22,673,240,419
負債・純資産合計		24,095,691,096	25,170,260,035

## (2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	前期	当期
		自平成19年6月1日 至平成19年11月30日	自平成19年12月1日 至平成20年5月31日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		31,562,394	20,687,128
有価証券売買等損益		41,725,245	42,585,385
その他収益		230,037	57,181
営業収益合計		73,517,676	63,329,694
営業費用			
受託者報酬		833,293	754,046
委託者報酬		9,422,528	8,526,474
その他費用		67,205	60,814
営業費用合計		10,323,026	9,341,334
営業利益金額		63,194,650	53,988,360
経常利益金額		63,194,650	53,988,360
当期純利益金額		63,194,650	53,988,360
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		-	-
期首剰余金		13,401	3,719
剰余金増加額		-	-
剰余金減少額		-	-
分配金		63,204,332	53,980,554
期末剰余金		3,719	11,525

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前 期 自 平成 19 年 6 月 1 日 至 平成 19 年 11 月 30 日	当 期 自 平成 19 年 12 月 1 日 至 平成 20 年 5 月 31 日
1.運用資産の評価基準及び 評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券 同左
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3.その他	当ファンドの特定期間は平成 19年6月1日から平成19年11月30 日までとなっております。	当ファンドの特定期間は平成19 年12月1日から平成20年5月31日 までとなっております。



### 第3 内国投資信託受益証券事務の概要

#### 1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### 2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### 3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 5 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### 6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

#### 7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### 第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
  - 1 申込(販売)手続等
  - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
  - 1 資産管理等の概要
    - (1) 資産の評価
    - (2) 保管
    - (3) 信託期間
    - (4) 計算期間
    - (5) その他
  - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
  - 1 財務諸表
    - (1) 貸借対照表
    - (2) 損益及び剰余金計算書
    - (3) 注記表
    - (4) 附属明細表
  - 2 ファンドの現況  
純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）  
約 款

【運用の基本方針】

約款第 15 条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行ないます。

【運用方法】

(1)投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を図ります。

なお、有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行なうことができます。

又、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことができます。

【運用制限】

(1)同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

(2)外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(3)有価証券先物取引等は、約款第 17 条の範囲で行ないます。

(4)スワップ取引は、約款第 17 条の 2 の範囲で行ないます。

【収益分配方針】

収益分配は、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

追加型証券投資信託

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）  
約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

【信託事務の委託】

第 1 条の 2 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）の適用を受けます。

【信託の目的および金額】

第 2 条 委託者は、金 1 千万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5 千億円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付するものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結の日から第 42 条第 1 項、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第 4 条の 2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項に定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

【受益権の分割】

第 6 条 委託者は、第 2 条に規定する信託によって生じた受益権を 1 千万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

【追加信託金および基準価額の計算方法】

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

追加信託は、原則として追加信託を行なう日の前

日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額の場合に、これを行なうことができます。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会の規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**【信託日時異なる受益権の内容】**

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

**【受益権の帰属と受益証券の不発行】**

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代

理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

**【受益権の設定に係る受託者の通知】**

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

**【受益権の取得単位および価額】**

第11条 指定販売会社は、第6条の規定により分割される受益権を、別に定めるりそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）自動けいぞく投資約款」は別の名称に読みかえるものとし、）にしたがって取得申込者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。なお、この場合における1口あたりの取得価額は、次に掲げる基準価額とします。ただし、取得申込金を申込日の午後零時以前に受領しようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額を下回っているときは、取得の申込に応じないものとします。

1. 指定販売会社が取得申込受付日の午後零時以前に取得申込金を受領した場合

.....取得申込受付日の前日の基準価額

2. 指定販売会社が取得申込受付日の午後零時を過ぎて取得申込金を受領した場合

.....取得申込受付日の翌営業日の前日の基準価額

前項第2号の場合において、当該基準価額が当初設定時の1口の元本価額を下回ったときは、当該取得の申込は、同号の規定にかかわらず、取得申込受付日の翌営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。

前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信

託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品市場（この約款において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

#### 【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 【受益権の譲渡の対抗要件】

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受益者に対抗することができません。

#### 【運用の指図範囲】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。

1. 国債証券
  2. 地方債証券
  3. 特別の法律により法人の発行する債券
  4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りません。）
  5. コマーシャル・ペーパー
  6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  7. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
  8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  9. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行なう者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「住宅ローン債権信託受益権」といいます。）
- なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託、コール・ローンまたは手形割引市場において売買される手形により運用することの指図ができます。

#### 【運用の基本方針】

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 【投資する公社債の範囲】

第16条 委託者が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債（外国通貨表示の公社債（利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。）をいいます。以下同じ。）外国または外国法人の発行する邦貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する邦貨建公社債については金融商品取引所（この約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融

商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。)に上場(上場予定を含みます。)されている銘柄およびこれに準ずるものとし、ただし、社債権者割当により取得する公社債については、この限りではありません。

#### 【先物取引等の運用指図・目的・範囲】

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)、および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとし(以下同じ。)、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と

合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下、「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお現物オプション取引は預金に限るものとします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該余裕金等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### 【スワップ取引の運用指図・目的・範囲】

第17条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り

金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第18条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 【有価証券の貸付の指図および範囲】

第18条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

#### 【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第19条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国

際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 【外国為替予約の指図】

第20条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### 【外貨建資産の円換算および予約為替の評価】

第21条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

#### 【保管業務の委任】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### 【有価証券の保管】

第22条の2 (削除)

#### 【混蔵寄託】

第23条 金融機関または金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書または商業・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### 【一括登録】

第24条 (削除)

#### 【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあ

ります。

#### 【有価証券売却等の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### 【再投資の指図】

第27条 委託者は、前条の規定による売却の代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### 【資金の借入れ】

第27条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内。
2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内。

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### 【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### 【受託者による資金の立替え】

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### 【信託の計算期間】

第30条 この信託の計算期間は、信託期間中の各1日とします。

#### 【信託財産に関する報告】

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者

に提出します。

#### 【信託事務の諸費用および監査報酬】

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産にかかる監査報酬の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託元本の額に一定率を乗じて得た額とし、毎月の最終営業日または信託終了の時当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中より支弁するものとします。

#### 【信託報酬の総額および支弁の時期】

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年10,000分の101.359以内の率で次に掲げる率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、毎計算期末に計上します。

1. この信託契約締結の日から平成4年7月5日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、年10,000分の30以内の率とします。
2. 平成4年7月6日以降の各週の最初の営業日(委託者の営業日をいいます。以下同じ。)から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の7.1114(ただし、平成11年11月30日までに於いては、6.7114)を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年10,000分の35.557(ただし、平成11年11月30日までに於いては、33.557)以下の場合には、年10,000分の35.557(ただし、平成11年11月30日までに於いては33.557)以内の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。

前項の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了の時信託財産中から支弁し、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

#### 【収益の分配】

第34条 信託財産から生ずる利益(第1号に掲げる収益等の合計額が第2号に掲げる経費等の合計額を超える場合の当該差額をいいます。)は、その全額を毎計算期末に当該日の受益者への収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失(第1号の合計額が第2号の合計額に満たない場合の当該差額をいいます。以下同じ。)を生じた場合は、当該損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

1. 毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれらに類する収益、売買・償還金等による利益、評価益、解約差益金および



その他収益金

2. 毎計算期間における信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補填額およびその他費用

【一部解約金および追加信託金の計理処理】

第35条 信託の一部解約金（第40条第2項の解約の価額に当該解約口数を乗じて得た額。以下「一部解約金」といいます。）が当該一部解約にかかる元本を下回った場合は、当該差額を解約差益金として処理します。なお、追加信託金にあっては、全額を元本として処理するものとします。

【収益分配金の再投資】

第36条 受託者が、委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、前月の最終営業日（この信託の契約締結日を含む月については契約締結日）から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金が、当月の最終営業日に指定販売会社に交付されます。

指定販売会社は、別に定める契約に基づき、各受益者ごとに前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じたものとします。なお、この場合における1口あたりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。ただし、当月の最終営業日の前日の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときには、当該取得の申込は、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得の申込とみなします。

【一部解約金、収益分配金および償還金の支払い】

第37条 一部解約金および信託の一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金は、原則として、解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日から指定販売会社の営業所等において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において受益者に支払います。

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第38条 受託者は、第36条第1項に規定する収益分配金に

ついては、原則として、同条第1項中の委託者が指定販売会社に交付する日に、第37条第1項に規定する一部解約金および一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金については、指定販売会社が受益者に支払いを行なう日に、第37条第2項に規定する償還金および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金については、同条第2項中の支払開始日前に、委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受託者は受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第39条 受益者が、第37条第1項および第2項に規定する収益分配金について当該各条項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、ならびに第40条第7項、第42条、第43条、第44条第1項および第46条第2項に規定する信託終了による償還金について、第37条第2項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、委託者が受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託の一部解約】

第40条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権について、委託者に解約の実行を請求することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

委託者は、前項の請求があった場合には、信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。

指定販売会社が、第9条の規定による受益権の発行の日から当該請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない受益権について第1項の請求を受け付けた場合には、当該解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額を当該請求にかかる受益者の負担とし、原則として当該請求受付日の翌営業日に、第37条第1項に規定する一部解約金中から徴し、信託財産に対し、返戻するものとします。この場合において収益分配金の再投資にかかる受益権については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益権の発行された日に発行されたものとみなします。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に

係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による請求の受付を中止することができるものとします。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

(削除)

(削除)

#### 【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

#### 【信託契約の解約】

第42条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権の口数が5億口を下回るようになった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える

ときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 【信託契約に関する監督官庁の命令】

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

#### 【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### 【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(削除)

#### 【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 【信託約款の変更】

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 【反対者の買取請求権】

第47条の2 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 【公告】

第48条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 【信託約款に関する疑義の取扱い】

第49条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めるものとします。

#### 【付則】

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第14条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記各条項によりこの信託契約を締結します。

平成4年6月30日

委託者 東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号  
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区大手町二丁目1番1号  
りそな信託銀行株式会社

#### 【付表】

- ・この証券投資信託の受託者は、平成14年9月9日付をもって、営業譲渡によりあさひ信託銀行株式会社から大和信託銀行株式会社に変更しております。（大和信託銀行株式会社は、平成14年10月15日付で、りそな信託銀行株式会社に社名変更しております。）



**りそな M M F**  
**(マネー・マネージメント・ファンド)**  
**追加型公社債投資信託 / 自動けいぞく投資専用**

**投資信託説明書**  
**(請求目論見書)**  
**2008年8月**

**ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント**

1. 「りそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年8月14日に関東財務局長に提出しており、平成20年8月30日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「りそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。
4. 当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

## 有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成20年 8月14日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 出 川 昌 人
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

## 届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額：上限 5,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

## 目次

第1	ファンドの沿革	1
第2	手続等	1
1	申込（販売）手続等	1
2	換金（解約）手続等	2
第3	管理及び運営	3
1	資産管理等の概要	3
2	受益者の権利等	7
第4	ファンドの経理状況	8
1	財務諸表	11
2	ファンドの現況	17
第5	設定及び解約の実績	17

## 第1 ファンドの沿革

平成4年6月30日	信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
平成14年10月15日	ファンドの名称を「あさひ東京MMF(マネー・マネージメント・ファンド)」から「りそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)」に変更

## 第2 手続等

### 1 申込(販売)手続等

1) ファンドを取得される際には、販売会社(販売会社については、以下のお問い合わせ先にご照会ください。)に取引口座を開設のうえ、お申込みください。その際、ファンドの取得申込者は、販売会社との間で別に定める契約を締結します。

2) 1口当たりの取得価額は、「取得日」の前日の基準価額とします。なお、「取得日」は、取得の申込みと申込金の払込みの時間により下記のように異なります。

1. 申込日の正午以前に申込金の払込みが、販売会社において確認できた場合は、申込日が取得日となります。

ただし、申込日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は、申込日が取得日となる申込みには応じないものとします。

2. 申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、申込日の翌営業日が取得日となります。

ただし、申込日の翌営業日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回ったときは、申込日の翌営業日以降、最初に、基準価額(営業日の前日の基準価額)が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

3) ファンドのお申込単位は1円以上1円単位とします。

4) なお、障害者等一定の条件に該当する取得申込者<sup>1</sup>は、障害者等の少額貯蓄非課税制度(マル優制度)<sup>2</sup>をご利用することができます。マル優制度を利用する場合は、申込みの際に年金証書や身体障害者手帳などをご提示の上、「非課税貯蓄申告書」と「非課税貯蓄申込書」を販売会社に提出していただきます。

1 遺族基礎年金を受けることができる妻である人、寡婦年金受給者、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人をいいます。

2 平成18年以降、マル優制度は障害者等に該当する方のみを対象とする制度に変更されております。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。



お問い合わせは

**ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社** まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgam.co.jp/>

## 2 換金(解約)手続等

換金に関する手続き、または換金価格についての詳細は、販売会社(販売会社については、上記「1 申込(販売)手続等」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

- 1) 解約請求によりいつでも換金することができます。
- 2) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。
- 3) 販売会社が、「取得日」から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない受益権について一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、一部解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額を解約請求にかかる受益者の負担とし、原則として解約請求受付日の翌営業日に、一部解約金の中からこれを控除し、信託財産に留保します。この場合において収益分配金の再投資により取得した受益権については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益権の発行された日に発行されたものとみなします。

「信託財産留保額」とは、投資信託を途中で解約または買取りされる受益者の換金代金から差し引いて、残存受益者の信託財産に繰入れられる金額をいいます。

- 4) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- 5) 解約代金(一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金を含めた額とします。)は、原則として一部解約の実行の請求を受け付けた日の翌営業日から販売会社の営業所等において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に支払うものとします。
- 6) 販売会社によっては、一部解約の実行の請求を受け付けた日当日に解約代金相当額の受取りを希望する受益者は、別に定める契約に基づく諸手続の上、キャッシング(即日引出)が利用できる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 7) 解約のお申込みの受付は原則として販売会社の営業日の午後3時(わが国の金融商品市場(本書において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。)が半休日の場合は午前11時)までとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- 8) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- 9) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記2)の規定に準じて計算された価額とします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受

益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成 19 年 1 月 4 日以降の換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金の請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

### 第 3 管理及び運営

#### 1 資産管理等の概要

##### (1) 資産の評価

##### 1) 基準価額の算出方法

受益権 1 口当たりの純資産額を基準価額といいます(ただし便宜上 1 万口当たりに換算した価額で表示されます。)

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

##### 2) 基準価額の算出頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、委託会社または販売会社にお問い合わせください。お問い合わせ先につきましては、「第 2 手続等 1 申込(販売)手続等」をご参照ください。

##### 3) 組入資産の評価方法について(「MMF等の運営に関する規則」(社団法人投資信託協会平成 16 年 3 月 19 日制定))

##### a. 組入れ債券等の評価

(1) 組入債券の評価は、原則として時価により評価するものとし、時価は組入債券の銘柄ごとに委託会社が次に掲げる価額のいずれかから採用した価額とする。

日本証券業協会が発表する店頭売買参考統計値(平均値)

金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者(金商法第 28 条第 1 項に規定する金融商品取引業を行う者をいう。以下同じ。))および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいう。)また登録金融機関等が提示する価額(売気配相場を除く。)

価格情報会社の提供する価額

(2) その他の有価証券等は、他の協会規則の規定に基づき評価するものとする。

##### b. 償却原価法による評価

(1) 次に掲げる債券は、償却原価法により評価することができるものとする。

残存期間が 1 年以内の債券で、A-2 または P-2 格相当以上の短期格付もしくは A 3 または A-格相当以上の長期格付を取得している債券  
満期保有目的債券

(2) (1) に規定する償却原価法は、当該債券の買付約定成立の日または償還日の前年応答日(応答日が休日に当る場合は休日明け営業日)の前日の帳簿価額を取得価額として、同日から償還日の前日まで当該帳簿価額と償還価額(割引債は税込みの価額(額面価額に源泉税額を加えた価額)とする。)の差額を当該期間で日割り計算して得た金額を日々帳簿価額に加算または減算した価額により評価する方法とする。なお、加算または減算した価額は、売買損益に計上するものとする。

(3) 償却原価法により評価している債券に指定された債券が、格付の引下げ等により時価と評価額に著しい乖離が生じた場合、または償却原価法の適用債券に適合しなくなった場合には、委託業者は監査法人または公認会計士と協議し、適切に対応するものとする。

4)外貨建資産の円換算および予約為替の評価

1. 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電売買相場の仲値によって計算します。
2. 予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

5)追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、追加信託は、原則として追加信託を行う日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額の場合に、これを行うことができます。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、「(5)その他 1)信託の終了」により信託を終了させることがあります。

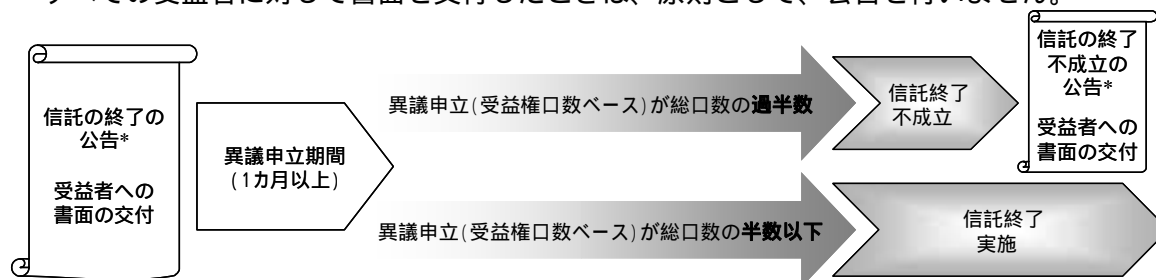
(4) 計算期間

ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

(5) その他

1) 信託の終了(ファンドの繰上償還)

1. 委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回るようになった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約を行いません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。



\* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

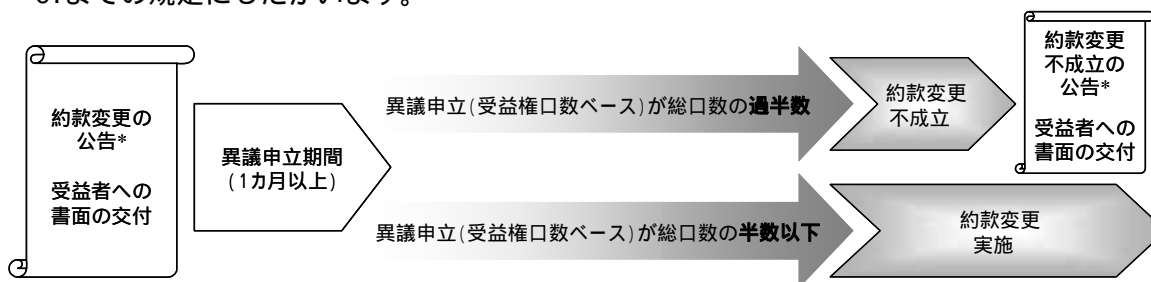
6. 前記3.~5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2) 信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との

間において存続します。

9. 受託会社はその任務を辞任および解任される場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

## 2) 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記 1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。
3. 前記 2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前記 3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ~ 5. までの規定にしたがいます。



\* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

## 3) 反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、当該ファンドの信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、「1) 信託の終了」または「2) 信託約款の変更」に規定する公告または書面に記載します。

## 4) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

## 5) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「2) 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 6) 運用経過の報告

委託会社は1年に2回(5月、11月)運用報告書を作成します。運用報告書は、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

## 7) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

8) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

9) 関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された投資信託受益権の募集・販売の取扱いに関する契約は、契約日より1年間を有効期間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、その後の取扱いについても同様とします。

10) 開示

ファンドの有価証券報告書を毎年5月および11月の特定期間経過後3ヵ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム(EDINET)によって提出されており、同庁が提供するホームページ(<http://info.edinet-fsa.go.jp/>)にて閲覧することができます。

## 2 受益者の権利等

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受託会社は、収益分配金については、原則として委託会社が販売会社に交付する日に、一部解約金および一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金については、販売会社が受益者に支払いを行う日に、また、償還金および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金については、支払開始日前に、委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受託会社は受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、別に定める契約の規定に基づき、毎月1回、1ヵ月分をまとめて毎月最終営業日に収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に全額再投資されます。
- 3) 販売会社と別に定める契約を締結した受益者が、信託の一部解約を請求する場合において、その受益権に帰属する収益分配金があるときは、解約請求受付日の翌営業日から販売会社の営業所等において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金および償還の対象となる受益権に帰属する収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から販売会社の営業所等において受益者に支払います。

換金に関する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「第2 手続等 2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- (注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者として)に帰属し、当該収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### 第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、前期(平成19年6月1日から平成19年11月30日まで)については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期(平成19年12月1日から平成20年5月31日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成19年6月1日から平成19年11月30日まで)及び当期(平成19年12月1日から平成20年5月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。


# 独立監査人の監査報告書

平成20年1月29日


ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

代表社員  
業務執行社員 公認会計士

英公一 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成19年6月1日から平成19年11月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成19年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 独立監査人の監査報告書


平成20年7月16日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社


取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

水守理智 

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

亀井純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成19年12月1日から平成20年5月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）の平成20年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそなMMF（マネー・マネージメント・ファンド）

(1) 貸借対照表

（単位：円）

科 目	期 別	前期 (平成 19 年 11 月 30 日現在)	当期 (平成 20 年 5 月 31 日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		2,117,596,960	3,185,499,685
国債証券		14,988,942,091	17,487,492,476
現先取引勘定		6,989,019,422	4,497,061,500
未収利息		132,623	206,374
流動資産合計		24,095,691,096	25,170,260,035
資産合計		24,095,691,096	25,170,260,035
負債の部			
流動負債			
未払金		-	2,496,285,000
未払収益分配金		313,239	634,850
未払受託者報酬		4,279	8,054
未払委託者報酬		48,388	91,062
その他未払費用		345	650
流動負債合計		366,251	2,497,019,616
負債合計		366,251	2,497,019,616
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		24,095,321,126	22,673,228,894
剰余金			
期末剰余金		3,719	11,525
純資産合計		24,095,324,845	22,673,240,419
負債・純資産合計		24,095,691,096	25,170,260,035

## (2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	前期	当期
		自 平成 19 年 6 月 1 日 至 平成 19 年 11 月 30 日	自 平成 19 年 12 月 1 日 至 平成 20 年 5 月 31 日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		31,562,394	20,687,128
有価証券売買等損益		41,725,245	42,585,385
その他収益		230,037	57,181
営業収益合計		73,517,676	63,329,694
営業費用			
受託者報酬		833,293	754,046
委託者報酬		9,422,528	8,526,474
その他費用		67,205	60,814
営業費用合計		10,323,026	9,341,334
営業利益金額		63,194,650	53,988,360
経常利益金額		63,194,650	53,988,360
当期純利益金額		63,194,650	53,988,360
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		-	-
期首剰余金		13,401	3,719
剰余金増加額		-	-
剰余金減少額		-	-
分配金		63,204,332	53,980,554
期末剰余金		3,719	11,525

## (3) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前 期 自 平成 19 年 6 月 1 日 至 平成 19 年 11 月 30 日	当 期 自 平成 19 年 12 月 1 日 至 平成 20 年 5 月 31 日
1. 運用資産の評価基準及び 評価方法	国債証券 原則として時価で評価して おります。 時価評価にあたっては、価格情 報会社の提供する価額等で評価 しております。	国債証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上してしま います。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの特定期間は平成 19年6月1日から平成19年11月30 日までとなっております。	当ファンドの特定期間は平成 19年12月1日から平成20年5月31 日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

前 期 (平成 19 年 11 月 30 日現在)	当 期 (平成 20 年 5 月 31 日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 24,095,321,126 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 22,673,228,894 口
2. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資 産の額	2. 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資 産の額
1 口当たり純資産額 1.0000 円 (10,000 口当たり純資産額 10,000 円)	1 口当たり純資産額 1.0000 円 (10,000 口当たり純資産額 10,000 円)

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

前期 自 平成 19 年 6 月 1 日 至 平成 19 年 11 月 30 日			当期 自 平成 19 年 12 月 1 日 至 平成 20 年 5 月 31 日		
分配金の計算過程 当該期末における分配対象金額 63,208,051 円のうち、63,204,332 円(1 万口当たり 24.65 円)を分配金額としております。			分配金の計算過程 当該期末における分配対象金額 53,992,079 円のうち、53,980,554 円(1 万口当たり 23.27 円)を分配金額としております。		
項目			項目		
配当等収益額	A	31,562,394 円	配当等収益額	A	20,687,128 円
有価証券売買等損益	B	41,725,245 円	有価証券売買等損益	B	42,585,385 円
その他収益	C	230,037 円	その他収益	C	57,181 円
期首剰余金	D	13,401 円	期首剰余金	D	3,719 円
控除費用	E	10,323,026 円	控除費用	E	9,341,334 円
当ファンドの分配対象収益額	$F = A + B + C + D - E$	63,208,051 円	当ファンドの分配対象収益額	$F = A + B + C + D - E$	53,992,079 円
1 万口当たり分配金額	G	24.65 円	1 万口当たり分配金額	G	23.27 円
収益分配金金額	H	63,204,332 円	収益分配金金額	H	53,980,554 円

( 関連当事者との取引に関する注記 )

前期 ( 自 平成 19 年 6 月 1 日 至 平成 19 年 11 月 30 日 )

該当事項はありません。

当期 ( 自 平成 19 年 12 月 1 日 至 平成 20 年 5 月 31 日 )

該当事項はありません。

( 重要な後発事象に関する注記 )

前期 ( 自 平成 19 年 6 月 1 日 至 平成 19 年 11 月 30 日 )

該当事項はありません。

当期 ( 自 平成 19 年 12 月 1 日 至 平成 20 年 5 月 31 日 )

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

前期 自 平成 19 年 6 月 1 日 至 平成 19 年 11 月 30 日		当期 自 平成 19 年 12 月 1 日 至 平成 20 年 5 月 31 日	
期首元本額	24,950,271,295 円	期首元本額	24,095,321,126 円
期中追加設定元本額	8,510,700,025 円	期中追加設定元本額	5,405,450,402 円
期中一部解約元本額	9,365,650,194 円	期中一部解約元本額	6,827,542,634 円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	前期 自 平成 19 年 6 月 1 日 至 平成 19 年 11 月 30 日		当期 自 平成 19 年 12 月 1 日 至 平成 20 年 5 月 31 日	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた評 価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた評 価差額(円)
国 債 証 券	14,988,942,091	226,346	17,487,492,476	263,036
合 計	14,988,942,091	226,346	17,487,492,476	263,036

3. デリバティブ取引関係

前期 (自 平成 19 年 6 月 1 日 至 平成 19 年 11 月 30 日)

該当事項はありません。

当期 (自 平成 19 年 12 月 1 日 至 平成 20 年 5 月 31 日)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成20年5月31日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第501回政府短期証券	2,500,000,000	2,499,963,025	
	第504回政府短期証券	2,500,000,000	2,499,443,955	
	第507回政府短期証券	2,500,000,000	2,498,907,520	
	第510回政府短期証券	2,500,000,000	2,498,435,060	
	第515回政府短期証券	2,500,000,000	2,497,309,408	
	第517回政府短期証券	2,500,000,000	2,496,993,720	
	第519回政府短期証券	2,500,000,000	2,496,439,788	
小計	銘柄数：7	17,500,000,000	17,487,492,476	
	組入時価比率：77.1%		100%	
合計			17,487,492,476	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2 ファンドの現況

### 純資産額計算書

平成 20 年 6 月 30 日現在

資産総額	23,953,314,708 円
負債総額	364,231 円
純資産総額 ( - )	23,952,950,477 円
発行済口数	23,952,933,259 口
1 口当たり純資産額 ( / ) ( 1 万口当たりの純資産額 )	1.0000 円 ( 10,000 ) 円

### 第 5 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量 ( 口 )	解約数量 ( 口 )
第 13 期特定期間(平成 10 年 5 月 29 日 ~ 平成 10 年 11 月 29 日)	66,369,119,189	103,391,457,389
第 14 期特定期間(平成 10 年 11 月 30 日 ~ 平成 11 年 5 月 30 日)	117,737,965,534	83,127,299,753
第 15 期特定期間(平成 11 年 5 月 31 日 ~ 平成 11 年 11 月 29 日)	193,823,235,305	109,272,350,266
第 16 期特定期間(平成 11 年 11 月 30 日 ~ 平成 12 年 5 月 30 日)	271,216,605,420	177,164,724,447
第 17 期特定期間(平成 12 年 5 月 31 日 ~ 平成 12 年 11 月 29 日)	251,491,027,041	293,257,700,783
第 18 期特定期間(平成 12 年 11 月 30 日 ~ 平成 13 年 5 月 30 日)	203,502,585,035	189,327,543,235
第 19 期特定期間(平成 13 年 5 月 31 日 ~ 平成 13 年 11 月 30 日)	97,975,254,706	142,636,889,385
第 20 期特定期間(平成 13 年 12 月 1 日 ~ 平成 14 年 5 月 31 日)	21,149,360,233	158,870,796,812
第 21 期特定期間(平成 14 年 6 月 1 日 ~ 平成 14 年 11 月 30 日)	10,185,139,214	22,463,851,898
第 22 期特定期間(平成 14 年 12 月 1 日 ~ 平成 15 年 5 月 31 日)	8,755,093,761	21,955,871,373
第 23 期特定期間(平成 15 年 6 月 1 日 ~ 平成 15 年 11 月 30 日)	3,895,017,111	12,504,689,718
第 24 期特定期間(平成 15 年 12 月 1 日 ~ 平成 16 年 5 月 31 日)	3,567,942,953	10,393,758,580
第 25 期特定期間(平成 16 年 6 月 1 日 ~ 平成 16 年 11 月 30 日)	4,533,172,494	7,651,308,469
第 26 期特定期間(平成 16 年 12 月 1 日 ~ 平成 17 年 5 月 31 日)	2,803,507,398	5,431,915,568
第 27 期特定期間(平成 17 年 6 月 1 日 ~ 平成 17 年 11 月 30 日)	4,445,012,696	5,985,518,045
第 28 期特定期間(平成 17 年 12 月 1 日 ~ 平成 18 年 5 月 31 日)	3,467,540,267	6,867,398,705
第 29 期特定期間(平成 18 年 6 月 1 日 ~ 平成 18 年 11 月 30 日)	6,115,873,222	5,370,241,145
第 30 期特定期間(平成 18 年 12 月 1 日 ~ 平成 19 年 5 月 31 日)	9,435,137,827	6,170,839,861
第 31 期特定期間(平成 19 年 6 月 1 日 ~ 平成 19 年 11 月 30 日)	8,510,700,025	9,365,650,194
第 32 期特定期間(平成 19 年 12 月 1 日 ~ 平成 20 年 5 月 31 日)	5,405,450,402	6,827,542,634





